

ANIMA 営業代理店契約書

株式会社Terranoah（以下「甲」という。）と、本契約の申込者（以下「乙」という。）は、甲が運営するANIMAに関する営業代理店制度について、以下のとおり営業代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

- 本契約は、乙が甲の運営するANIMAに関する営業代理店として、甲所定の条件に従い、ANIMAに参加するビジネスユーザーの獲得その他甲が認める営業活動を行うにあたり、その権利義務、報酬、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。
- 本契約は、甲が運営する営業代理店制度の適正な運営、法令遵守、ブランド保護および利用者保護を図ることを目的とする。
- 乙は、甲の事前承諾なく、自己が甲の代理権を有する者、甲の従業員、甲の共同事業者、または甲を代表する者であると表示してはならない。

第2条（契約の性質）

- 本契約は、乙が自己の事業、営業または業務として締結する事業者間契約であり、消費者契約を目的とするものではない。
- 乙は、自己の判断と責任に基づき、本契約を締結し、本契約に基づく活動を行う。
- 本契約は、甲所定のオンライン申込手続、電子契約手続またはこれに準ずる電子的手続により締結されるものであり、乙はこれに異議を述べない。
- 乙は、本契約の締結に際し、甲または甲関係者から威迫、強迫、困惑惹起その他自由な意思決定を妨げる行為を受けていないことを表明し保証する。
- 本契約は、甲が提供する営業代理店制度への参加契約であり、乙に対して収益、営業成果、契約獲得件数、継続報酬その他一切の経済的利益を保証するものではない。

第3条（定義）

本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「ANIMA」とは、甲が運営するキャラクター診断、占い、スピリチュアル関連コンテンツその他これらに付随するサービスから構成されるプラットフォームをいう。
2. 「ビジネスユーザー」とは、ANIMA上で占い、鑑定、祈祷、相談、診断、情報提供、デジタルコンテンツ販売その他甲が認めるサービス提供を行う事業者または事業利用者をいう。
3. 「一般ユーザー」とは、ANIMAを利用する一般利用者をいう。
4. 「営業代理店」とは、甲の承認を受け、ANIMAのビジネスユーザー獲得等の営業活動を行う者をいう。
5. 「営業代理店制度」とは、甲が提供する営業代理店向け制度、報酬制度、管理ダッシュボード、営業支援および関連運用ルーラーをいう。
6. 「申込フォーム等」とは、甲所定の申込フォーム、電子契約システム、管理画面、決済ページその他本契約の申込および締結に関連する電子的手続一式をいう。
7. 「契約料金」とは、ビジネスユーザーが甲と締結する契約に基づき甲に支払うプラン料金、登録料、利用料その他甲所定の金員をいう。
8. 「営業代理店登録料」とは、乙が営業代理店として登録されるために甲へ支払う甲所定の料金をいう。
9. 「成果報酬」とは、乙の直接的な営業活動の結果として、甲が現実に受領した金額を基準として算出される甲所定の報酬をいう。
10. 「サブスク加入者」とは、ANIMAにおける一般ユーザー向け有料サブスクリプションに加入した一般ユーザーをいう。
11. 「営業ガイドライン」とは、甲が別途定める営業上の禁止事項、表現規制、説明ルール、資料使用条件、広告運用ルール、問い合わせ対応基準その他の運用ルールをいう。
12. 「システム記録」とは、甲のサーバ、管理画面、決済システム、アクセスログ、紹介紐付け記録、同意履歴、契約履歴その他甲が保有する電磁的記録をいう。
13. 「直接獲得」とは、乙自らの営業活動により、当該見込先が乙に起因して甲所定の申込手続に至り、甲が合理的に乙の成果と認める場合をいう。
14. 「紹介関係」とは、乙が直接獲得したビジネスユーザーと乙との紐付け関係をいう。

第4条（営業代理店登録）

- 乙は、甲所定の申込手続、審査および承認を経て営業代理店として登録される。
- 甲は、申込内容、信用状況、反社会的勢力該当性、過去の法令違反歴、ブランド毀損リスク、営業体制、説明適格性その他甲所定の基準に照らし、乙の登録可否を自由に判断することができる。
- 法人、個人事業主または個人のいずれであっても、甲が承認した場合に限り登録できる。
- 乙は、登録事項につき真実、正確かつ最新の情報を甲へ届け出なければならない。
- 乙は、登録事項に変更が生じた場合、直ちに甲所定の方法により変更手続を行わなければならない。
- 甲は、乙が虚偽の届出をした場合、または甲が不相当と認める事情が判明した場合、登録拒否、登録取消しまたは本契約解除を行うことができる。

第5条（営業代理店登録料）

- 乙は、営業代理店として登録されるにあたり、甲に対し営業代理店登録料として金330,000円（税込）を支払う。
- 前項の営業代理店登録料は、以下の対価として支払われるものであり、乙はこれを理解し承諾する。
 - 営業代理店ライセンスの付与
 - 営業代理店用管理ダッシュボードの利用権
 - 営業用資料、説明情報、営業支援情報その他甲所定の支援
 - 甲所定の範囲での営業活動権限
- 営業代理店登録料は、初回登録時にのみ発生し、契約更新時には当然には発生しない。ただし、甲が制度改定、再審査、再登録、ライセンス区分変更その他合理的理由により別途費用を定めた場合はこの限りでない。
- 営業代理店登録料は、乙都合による解約、活動不実施、成果未発生、期待収益未達その他乙側事情を理由として返還されない。ただし、法令上返還が強制される場合

はこの限りでない。

5. 乙は、営業代理店登録料の支払をもって、将来の報酬、営業成果、契約獲得件数または投下資金の回収が保証されるものではないことを確認する。

第6条（支払方法）

1. 営業代理店登録料その他本契約に基づく乙の支払は、甲所定の決済方法による。
2. 甲は、必要に応じ、利用可能な決済手段、決済事業者または請求方法を変更することができる。
3. 振込手数料、決済手数料その他支払に要する費用は、乙の負担とする。
4. 甲は、乙による支払が確認できるまで、営業代理店としての権限付与、管理画面開放、営業資料提供その他本契約上の給付の全部または一部を留保することができる。

第7条（営業活動の内容および範囲）

1. 乙は、甲の事前承認を得た範囲において、ANIMAのビジネスユーザー候補に対する営業、説明、商談設定、情報提供、申込誘導その他甲が認める営業活動を行うことができる。
 2. 乙は、甲が別途承認した場合を除き、ビジネスユーザーとの間で甲を当事者とする契約条件を変更し、保証し、または甲に代わって確定的な法的約束をしてはならない。
 3. 乙は、ビジネスユーザー候補に対し、甲所定の申込フォーム等を用いた正式申込手続を案内しなければならず、紙面契約、口頭契約または乙独自様式による契約締結を行ってはならない。
 4. 乙は、甲が提供する営業資料、LP、説明文、想定問答、表現ルールおよび営業ガイドラインに従って営業活動を行うものとする。
 5. 乙は、自己の営業活動について、一切を自己の責任と費用負担において行う。
-

第8条（禁止事項）

1. 乙は、営業活動に関連して、以下の各号の行為をしてはならない。
 - (1) 虚偽説明、重要事実の不告知または事実と異なる表示
 - (2) 誇大広告、断定的判断の提供または誤認を招く説明
 - (3) 収益保証、売上保証、回収保証、元本回収保証その他成果保証的表現
 - (4) ANIMAの利用により、靈的效果、治療効果、除霊効果、復縁保証、病氣治癒、人生改善確約その他結果を保証する表示または説明
 - (5) ANIMAを、連鎖販売取引、MLM、ネットワークビジネス、多段報酬制度、組織拡大型権利収入その他これらに類するものとして表示または説明する行為
 - (6) 乙が直接獲得していない者に関する間接報酬、多段階報酬または組織報酬があると誤解させる説明
 - (7) 強引な勧誘、威迫、長時間拘束、困惑惹起、深夜早朝勧誘、執拗な追客その他相手方の自由な意思決定を妨げる行為
 - (8) 甲またはANIMAのブランド、信用または社会的評価を損なう行為
 - (9) 甲の承諾なく、甲の商号、商標、ロゴ、画像、文章、動画、LP、システム画面または営業資料を改変して利用する行為
 - (10) 医療行為、法律行為、投資助言その他法令上資格を要する行為を、甲またはANIMAの制度に関連して無資格で行う行為
 - (11) 乙自身または第三者のサービス、商品、コミュニティ、宗教活動、政治活動、投資案件等へ不当に誘導する行為
 - (12) 法令、公序良俗または営業ガイドラインに違反する行為
2. 乙は、甲の事前承諾なく、広告出稿、メディア掲載、セミナー開催、説明会開催、動画公開、SNS広告、アフィリエイト運用その他大規模告知行為を行ってはならない。
3. 前二項に該当するか否かの判断は、甲が合理的に行うものとし、乙はこれに従う。

第9条（営業ガイドラインの遵守）

1. 乙は、甲が別途定める営業ガイドラインを遵守しなければならない。
2. 営業ガイドラインは、本契約の一部を構成する。
3. 甲は、法令改正、行政指導、社会通念、サービス内容変更、ブランド保護その他合理的理由に基づき、営業ガイドラインを変更することができる。
4. 乙が変更後の営業ガイドラインの効力発生日以後も営業活動を継続した場合、乙は当該変更に同意したものとみなす。

第10条（報酬体系）

1. 乙が直接獲得したビジネスユーザーが甲との間で有効に契約を締結し、甲が当該ビジネスユーザーから契約料金を現実に受領した場合、甲は乙に対し、当該受領額の25%を営業獲得報酬として支払う。
2. 乙が直接獲得したビジネスユーザーに紐づく一般ユーザーのうち、ANIMAのサブスク加入者が存在する場合、甲は乙に対し、甲が当該サブスク料金として現実に受領した金額の4%を、甲所定の条件のもとでサブスク連動報酬として支払う。
3. 乙が新たな営業代理店を直接獲得し、甲が当該営業代理店から営業代理店登録料を現実に受領した場合、甲は乙に対し、当該受領額の25%を営業代理店獲得報酬として支払う。
4. 前各項の報酬は、すべて甲が現実に受領した金額を基準として算出される成果報酬であり、未受領額、将来予定額、見込額、契約予定額、請求済未入金額その他甲が未だ現実に受領していない金額については一切発生しない。
5. 返品、取消し、契約解除、返金、決済不能、チャージバック、不正利用、未払、支払停止その他甲が受領済金額を保持できない事由が生じた場合、当該部分に係る報酬は発生せず、既に支払済みであるときは乙は甲へ直ちに返還しなければならない。
6. 甲は、ビジネスユーザーまたは一般ユーザーの帰属、紹介経路、紐付け関係、報酬対象性、計算基準および支払可否について、システム記録を最終基準として判断する。
7. 乙は、次の各号の報酬が本契約において一切発生しないことを確認する。
 - (1) 多段階報酬
 - (2) 間接紹介報酬
 - (3) 組織下位者の活動に連動する連鎖報酬

(4) 勧誘行為自体に対する固定報酬

(5) 実受領を伴わない名目報酬

8. 報酬支払の具体的締切日、支払日、最低支払額、繰越条件、振込手数料控除その他の事務処理条件は、甲所定の運用ルールによる。
9. 甲は、制度改定、法令対応、行政指導、決済条件変更、事業上の合理的必要性その他合理的理由がある場合、将来に向かって報酬率、支払条件または支払方法を変更することができる。この場合、甲は事前に乙へ通知または公表する。

第11条（報酬発生条件の限定）

1. 乙に報酬が発生するためには、以下の各号の全てを満たすことを要する。
 - (1) 乙が直接獲得したこと
 - (2) 甲が乙の成果として合理的に認定できること
 - (3) 甲が当該金額を現実に受領していること
 - (4) 当該取引について取消し、返金、違反調査、紛争その他支払留保事由が存在しないこと
 - (5) 乙に本契約違反、未払金その他の債務不履行がないこと
2. 甲は、報酬対象性に疑義がある場合、調査完了まで報酬支払を留保できる。
3. 乙は、自己の報酬額の算定について、甲所定の管理ダッシュボード、支払明細または甲の通知により確認するものとし、異議がある場合は、通知受領後14日以内に具体的根拠を付して甲へ申し出なければならない。
4. 前項の期間内に異議申立てがない場合、乙は当該明細内容を承認したものとみなす。

第12条（営業代理店制度が連鎖販売取引等に該当しないことの確認）

1. 本制度は、甲が営業代理店に対し、直接獲得の成果に応じた成果報酬を支払う制度であり、甲が現実に受領した金額を基礎とするものである。
 2. 本制度においては、多段階の階層報酬、下位組織の売上連鎖報酬、間接紹介報酬その他連鎖的報酬構造は採用しない。
 3. 乙は、本制度を連鎖販売取引、MLMまたはこれに類する制度であると説明してはならない。
 4. 乙は、本制度の性質について疑義がある場合、自己判断で説明せず、必ず甲に確認しなければならない。
-

第13条（成果保証等の否定）

1. 甲は、乙に対し、営業成果、契約獲得数、収益額、回収可能性、継続報酬額または投下費用の回収を保証しない。
 2. 乙は、営業活動に要する費用、時間、人員その他一切を自己の責任で管理する。
 3. 乙は、ビジネスユーザー候補その他第三者に対し、営業代理店制度またはANIMA参加により一定の収益、成果、顧客獲得または事業成功が保証される旨を説明してはならない。
-

第14条（ブランド・表現規制）

1. 乙は、ANIMAが占い、診断、スピリチュアル関連領域を含むことを踏まえ、特に慎重に表現を取り扱わなければならない。
2. 乙は、ANIMAまたはビジネスユーザーのサービスについて、治療、治癒、除霊、復縁成功、金運上昇確約、人生改善確約、未来確定、願望成就保証その他結果保証型の表示または説明をしてはならない。
3. 乙は、体験談、口コミ、実績、レビュー等を用いる場合、事実に基づき、かつ誤認を生じさせない態様でのみ利用しなければならない。
4. 乙は、甲が承認した表現素材以外の表現を使用する場合、事前に甲の承認を得なければならない。
5. 甲は、乙の表現が不適切と判断した場合、修正、削除、掲載停止、謝罪、説明訂正その他必要な措置を指示でき、乙は直ちに従うものとする。

第15条（管理ダッシュボード）

- 甲は、乙に対し、甲所定の条件により営業代理店用管理ダッシュボードの利用を許諾することがある。
- ダッシュボードの利用権は乙に一身専属的に帰属し、乙は第三者へ貸与、共有、譲渡または利用させてはならない。
- 乙は、ログイン情報を自己の責任で厳重に管理し、不正利用、漏えいまたは第三者利用が判明した場合、直ちに甲へ通知しなければならない。
- 甲は、保守、障害対応、制度変更、セキュリティ確保、未払金対応、契約終了その他合理的理由により、ダッシュボードの全部または一部の提供を停止、変更または制限することができる。
- ダッシュボード上の数値、表示内容または暫定反映は参考情報であり、最終的な報酬額および権利関係は甲の確定処理およびシステム記録による。

第16条（契約期間）

- 本契約の有効期間は、契約成立日から1年間とする。
- 本契約は、期間満了日の30日前までに甲または乙から書面または電磁的方法による更新拒絶の意思表示がなく、かつ甲が乙を更新適格と判断した場合に限り、同一条件または甲所定の更新条件により更新される。
- 前項にかかわらず、甲は、更新時に再審査、追加資料提出、コンプライアンス確認、営業状況確認その他必要な手続を求めることができる。

第17条（更新審査）

- 甲は、契約更新の可否について、次の各号を含む諸事情を総合考慮して判断する。
 - 営業実績
 - 契約維持状況
 - 法令遵守状況

- (4) 営業ガイドライン遵守状況
 - (5) クレーム、紛争、返金、違反歴の有無
 - (6) ブランド毀損リスク
 - (7) 甲への協力状況
 - (8) 未払金その他債務不履行の有無
2. 甲は、更新を承認しない場合であっても、その理由の詳細を開示する義務を負わない。

第18条（契約終了後の報酬）

1. 本契約が終了した場合であっても、乙が直接獲得し、かつ契約終了前に甲のシステム記録上確定しているビジネスユーザーに関して、終了前に既に発生要件を満たしている報酬については、甲は本契約に従い支払う。
2. 乙が重大違反、法令違反、ブランド毀損行為、虚偽申告、不正勧誘、未払金その他重大な債務不履行をしていた場合、甲は契約終了後報酬の全部または一部を支払わないことができる。
3. サブスク連動報酬については、甲が別途定める継続条件、支払条件および乙の契約終了事由に従うものとし、乙は永続支払が当然に保証されるものではないことを確認する。
4. 契約終了後、乙は甲の営業代理店、提携先、関係者その他これに類する表示を直ちに停止しなければならない。

第19条（報酬支払停止・相殺）

1. 甲は、乙について、本契約違反の疑い、クレーム発生、法令違反の疑い、反社該当性の疑い、未払金の存在、返金請求対応の必要、チャージバック、紛争発生その他合理的理由がある場合、調査完了まで報酬の全部または一部の支払を停止または留保することができる。
2. 甲は、乙が甲に対して負担する債務がある場合、乙に対する報酬支払債務と対当額で相殺できる。

3. 甲は、乙に既払の報酬が過払、誤払または支払原因消滅となった場合、将来支払うべき報酬から控除し、または別途返還請求することができる。
-

第20条（秘密保持）

1. 乙は、本契約に関連して知り得た甲またはANIMAに関する一切の非公開情報を、秘密情報として厳重に管理し、甲の事前の書面承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
 2. 秘密情報には、営業資料、報酬設計、販売条件、顧客情報、見込顧客情報、システム仕様、ノウハウ、マーケティング情報、契約条件、価格情報、運用情報、トラブル情報、社内方針その他一切の非公開情報を含む。
 3. 乙は、秘密情報を本契約の履行以外の目的に利用してはならない。
 4. 乙は、秘密情報の複製、転載、改変、再配布または第三者提供をしてはならない。
 5. 本条の義務は、本契約終了後も5年間存続する。ただし、営業資料、顧客情報、システム仕様、ノウハウその他性質上継続保護が必要な情報については、期間の定めなく存続する。
-

第21条（個人情報等の取扱い）

1. 乙は、営業活動に関連して個人情報その他法令上保護される情報を取得または取り扱う場合、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、適法かつ適正に取り扱わなければならない。
 2. 乙は、甲の事前承諾なく、見込顧客情報、申込者情報または甲の管理画面上の情報を自己または第三者の目的のために利用してはならない。
 3. 乙は、個人情報漏えい、誤送信、不正アクセスその他事故が発生した場合、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従わなければならない。
 4. 乙が本条に違反した場合、甲は催告なく本契約を解除できる。
-

第22条（知的財産権）

1. ANIMAに関する商号、商標、ロゴ、画像、文章、動画、LP、システム画面、キャラクター、資料、ノウハウその他一切の知的財産権は、甲または正当な権利者に帰属する。
 2. 乙は、甲の事前承諾なく、前項の対象を複製、転載、改変、公衆送信、二次利用または第三者利用させてはならない。
 3. 乙が営業活動に際して甲から提供を受けた資料その他成果物に関する権利は、特段の定めがない限り甲に帰属する。
 4. 乙は、本契約終了後、甲の指示に従い、資料その他の使用を直ちに停止し、返還または消去しなければならない。
-

第23条（監査・資料提出）

1. 甲は、乙の営業活動の適正性を確認するため、必要に応じ、乙に対し説明記録、配布資料、広告文、SNS投稿、音声、動画、商談履歴その他関連資料の提出を求めることができる。
 2. 乙は、前項の求めを受けた場合、速やかにこれに応じなければならない。
 3. 甲は、乙の営業活動に違反の疑いがある場合、乙に対し、是正措置、再研修、活動停止、資料差替えその他必要な措置を命じることができる。
-

第24条（契約解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約または営業ガイドラインに違反した場合
 - (2) 法令または公序良俗に違反した場合
 - (3) 虚偽説明、誇大広告、収益保証、結果保証その他不適切勧誘を行った場合
 - (4) ANIMAをMLM、ネットワークビジネスまたはこれに類するもの并表示または説明した場合
 - (5) ブランド毀損行為を行った場合
 - (6) 営業代理店登録料その他甲への支払を怠った場合

(7) 反社会的勢力に該当し、またはこれと関係を有すると甲が合理的に判断した場合

(8) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する事由が生じた場合

(9) 甲が営業代理店として不適格と合理的に判断した場合

2. 前項により本契約が解除された場合、乙は将来に向かって本契約に基づく一切の権利を失う。
3. 甲は、本条に基づく解除により乙に損害が生じても、故意または重過失がない限り責任を負わない。

第25条（中途解約）

1. 乙は、甲所定の方法により、将来に向かって本契約を任意に解約することができる。
2. 前項の場合であっても、既払の営業代理店登録料は返還されない。
3. 乙が解約した場合、甲は、必要に応じてダッシュボード停止、営業権限停止、資料使用停止その他の措置を行うことができる。
4. 乙の解約前に既に発生要件を満たしている報酬の取扱いは、第18条に従う。

第26条（損害賠償）

1. 乙が本契約違反、法令違反、不正勧誘、個人情報漏えい、知的財産権侵害その他乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
 2. 前項の損害には、直接損害、間接損害、逸失利益、ブランド毀損損害、返金負担、調査費用、対応人件費、弁護士費用その他一切の費用を含む。
 3. 乙の行為により甲が第三者から請求、苦情、行政対応その他の対応を余儀なくされた場合、乙は甲の負担した一切の費用を補償する。
-

第27条（違約金）

- 乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、乙は甲に対し、違約金として金1,000,000円を支払う。
 - 収益保証、成果保証、回収保証その他これに類する表示または説明を行った場合
 - 本制度を連鎖販売取引、MLM、ネットワークビジネス、多段報酬制度またはこれらに類するものとして表示または説明した場合
 - ANIMAまたはビジネスユーザーの提供内容について、治療、治癒、結果確約、願望成就保証その他これに類する誤認表示を行った場合
 - 虚偽説明、詐欺的勧誘、威迫的勧誘またはブランド信用を著しく毀損する行為を行った場合
 - 前項の違約金の請求は、第26条に基づく損害賠償請求を妨げない。
 - 甲に前項の違約金額を超える損害が生じた場合、甲はその超過額について別途請求することができる。
-

第28条（免責）

- 甲は、以下の各号について責任を負わない。
 - 乙の営業活動による損害
 - 乙の期待収益未達
 - ビジネスユーザーまたは一般ユーザーとの間の紛争
 - システム障害、通信障害、決済障害、外部サービス障害
 - 天災地変、法令改正、行政指導、感染症流行、社会情勢変動その他甲の責に帰すべからざる事由
 - 甲の責任が認められる場合であっても、甲に故意または重過失がある場合を除き、甲の責任は、乙が甲に直近1年間に支払った営業代理店登録料その他本契約に基づく対価の総額を上限とする。
-

第29条（反社会的勢力排除）

- 乙は、現在および将来にわたり、自らならびにその役員、実質的支配者、主要関係者が反社会的勢力に該当せず、かつこれらと関係を有しないことを表明し保証する。
- 乙が前項に違反した場合、甲は何らの催告なく直ちに本契約を解除できる。
- 前項の場合、甲は乙に生じた損害について一切責任を負わない。

第30条（通知）

- 甲から乙に対する本契約に関する通知、連絡、催告その他の意思表示は、乙が届け出た電子メールアドレス、住所、管理画面通知その他甲所定の方法により行う。
- 甲が前項の方法により通知等を発した場合、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
- 乙は、届出情報に変更が生じた場合、直ちに甲所定の方法により変更しなければならない。
- 乙が前項の届出を怠ったことにより通知が延着または不到達となった場合、甲は責任を負わない。

第31条（譲渡禁止）

- 乙は、甲の事前の書面承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者へ譲渡し、承継させ、担保に供し、またはその他の処分をしてはならない。
- 甲は、事業譲渡、会社分割、合併その他事業再編に伴い、本契約上の地位および権利義務を第三者へ承継させることができる。

第32条（契約変更）

- 甲は、法令改正、行政指導、社会情勢、サービス変更、制度変更、セキュリティ対応その他合理的理由がある場合、本契約内容を変更することができる。
- 甲が本契約を変更する場合、変更内容および効力発生日を、事前に乙へ通知または公表するものとする。
- 乙が効力発生日以後も本契約に基づく活動を継続した場合、当該変更に同意したものとみなす。

第33条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効、違法または執行不能と判断された場合であっても、本契約のその他の条項および当該条項の残部は引き続き有効に存続する。

第34条（完全合意）

本契約は、本契約締結時点における甲乙間の合意内容のすべてを定めるものであり、本契約締結前にされた説明、提案、資料提供、メッセージ、口頭説明その他一切に優先して適用される。

第35条（存続条項）

本契約が期間満了、解除、解約その他の事由により終了した場合であっても、その性質上存続すべき条項は有効に存続する。これには、第10条、第11条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第33条、第34条、第36条および第37条を含むが、これらに限られない。

第36条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠する。

第37条（専属的合意管轄）

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第38条（契約当事者）

本契約の当事者は、以下のとおりとする。

甲

会社名：株式会社Terranoah

所在地：〒635-0042 奈良県大和高田市勝目95-1

代表者：代表取締役 安川貴志

乙

乙とは、甲所定の申込フォーム等において、本契約の内容を確認し、同意の意思表示を行い、甲が承認した者をいう。

乙は、申込フォーム等に入力または登録した以下の情報に基づき特定されるものとする。

- 氏名または法人名
- 代表者名または担当者名
- 住所
- 電話番号
- 電子メールアドレス
- 振込口座情報
- その他甲が指定する情報

乙が法人の場合、本契約は当該法人を契約当事者とし、申込および同意を行った者は、当該法人を代表または代理して本契約を締結する正当な権限を有することを保証する。

第39条（電子契約の成立）

1. 本契約は、乙が甲所定の申込フォーム等において本契約内容を確認のうえ、同意チェック、電子署名その他甲所定の方法により承諾の意思表示を行い、甲がこれを

受領した時点で成立する。

2. 乙は、前項の電子的手続による同意、承諾、確認その他の意思表示が、書面による契約締結と同一の法的効力を有することをあらかじめ承諾する。
3. 甲は、本契約の成立および内容を証明するため、契約締結日時、IPアドレス、端末情報、アクセスログ、申込情報、決済情報、同意履歴、電子署名情報その他必要な情報を記録し、保管することができる。
4. 乙は、前項の記録が、本契約の成立、内容、更新、変更、解除および紛争解決の資料として利用されることを承諾する。

第40条（申込情報の真正性）

1. 乙は、本契約の申込時に入力または登録した情報が、自己に関する真実、正確かつ最新の情報であることを保証する。
2. 乙は、第三者になりすまして申込をしていないこと、および権限なく他人名義または他法人名義で契約していないことを保証する。
3. 乙が虚偽情報を登録した場合、または不正な方法により本契約を締結した場合、甲は何らの催告を要することなく本契約を解除できる。
4. 前項の場合、乙は甲または第三者に生じた一切の損害を賠償しなければならない。